

担当：障がい福祉室自立支援課
就労・IT支援グループ
担当者：足立・澤田
内線：2465
直通：06-6944-9178

《新規》

平成31年度当初予算額8,500千円

触法障がい者就労支援モデル事業

【背景】

- 起訴猶予または有罪判決を受けたものの、矯正施設に収容されなかつた障がい者及び障がいの疑いのある者の中には、福祉につながることなく、地域に戻った後の動向が不明な者が少なくない（参考1）。
- 過去に犯罪を行った障がい者を受け入れた経験の有無等について調査したアンケートの結果によると、受け入れ経験のある福祉事業所は調査対象事業所の約3割と少なく、犯罪を行った障がい者の地域での受け皿の拡大を図ることが必要（参考2）。
- 法務省の保護統計年報によると、平成24年～平成28年に保護観察が終了した者の保護観察期間中の再犯率は、無職者（25.9%）と有職者（7.9%）で約3倍の差がある。
- 法務省は平成30年度からの3ヶ年事業として「国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査すること」を目的とした「地域再犯防止推進モデル事業」を、22都道府県及び8市町村に対し委託することとしている。

（参考1）大阪地方検察庁にて福祉的支援が必要と見立てられた方の支援を担当する部門（再犯防止対策室）の取り扱い実績（H29）

大阪地方検察庁 再犯防止対策室で支援した者	201名
上記のうち、 障がいがある or 疑いがある者	81名
上記のうち、支援機関等につながらず、 その後の動向が不明な者	31名

（参考2）地域事業所としての「障がいのある触法者への対応状況」についてのアンケート調査
(大阪市障害者就業・生活支援センターによる調査 調査対象：76事業所)



【概要】

大阪地方検察庁や大阪保護観察所等と連携し、起訴猶予または有罪判決を受けたものの矯正施設に収容されなかつた障がい者及び障がいの疑いのある者に対し、就労移行支援事業所等の利用を促すコーディネートを行うことにより、再犯防止にもつなげていく。

また、これまで犯罪を行った障がい者の受入実績がない就労系福祉サービス事業所に対して、研修会の開催や先進事業所によるアドバイスの提供などにより、地域での受け皿の拡大を図る。

なお、本事業は、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」を大阪府が受託し、実施する。

【実施体制】

対象者への直接支援及び受け入れ事業所の拡大を担当するコーディネーター（2名）を非常勤嘱託職員として配置。

主要事業 2

«新規»知事重点事業

担当：地域生活支援課
地域生活推進G（研修）
内線：2457 担当者：箕谷・小山
地域サービス支援G（協議の場）
内線：2540 担当者：廣川・黒崎
発達障がい児者支援G（療育等支援事業）
内線 2468 担当者：岡本・丸山

平成31年度当初予算額：5,714千円

医療的ケア児等に対する総合的支援

多様化する医療的なケアを必要とする障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細かで適切な支援につなぐための知識・技能を有する人材養成を行うとともに、府内全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなぐため、市町村域等の保健・医療・福祉・教育等の医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わる協議の場とも連携を図りながら、府においても同様の協議の場を設置する。

また、重症心身障がい児支援において、受け入れ事業所の支援技術の向上を図るため、事例検討等の支援を実施する。

（1）医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 1,630千円

多様化する障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐための知識・技能を有する「医療的ケア児等コーディネーター」及び「医療的ケア児等支援者」の養成を行う。

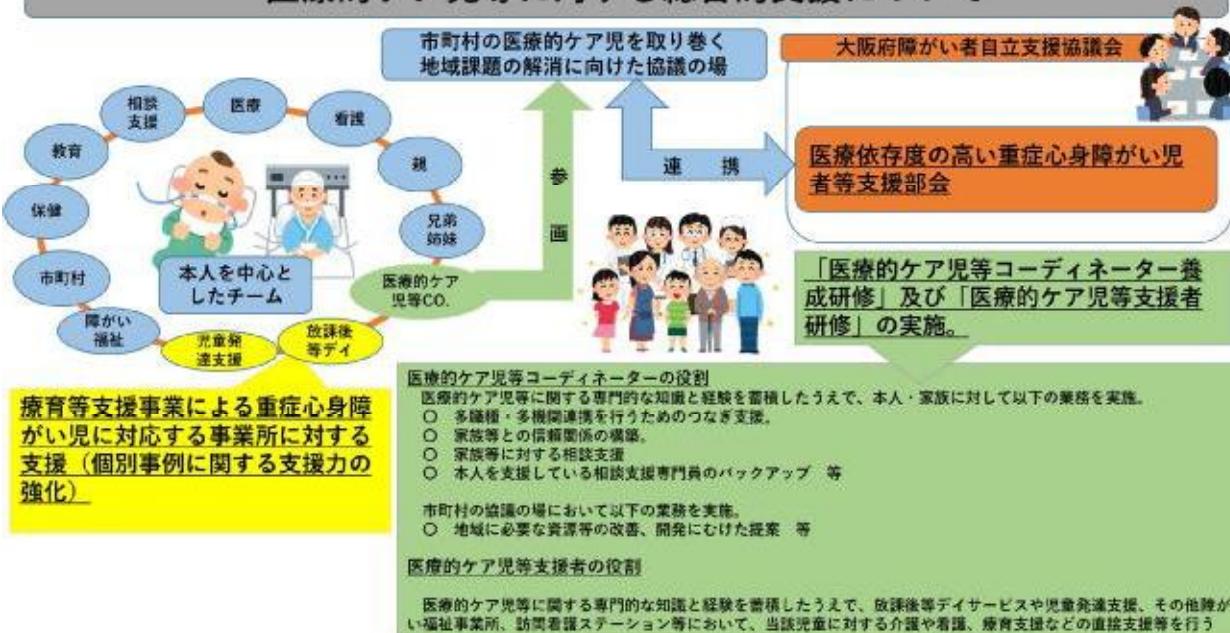
（2）医療依存度の高い重症心身障がい児等支援部会 502千円

府域全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなげるため、市町村等の協議の場とも連携しながら、保健、医療、福祉及び教育等の医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わる関係機関の協議の場を設置する。

（3）障がい児等療育支援事業（重症心身障がい児支援） 3,582千円

重症心身障がい児に対する支援技術の向上を図るため、高度な支援ノウハウを有する医療型障がい児入所施設が、重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所に対して、研修や事例検討、実習、助言、専門相談等の支援を実施する。

医療的ケア児等に対する総合的支援について



主要事業 3

担当 子ども室子育て支援課 推進グループ
担当者 柿本、阪口
内 線 4261
直 通 06-6944-7108

《一部新規》【知事重点】

平成31年度当初予算額 72,870千円
〔 うち基金積立金 50,023千円 〕
事業費 22,847千円

子ども輝く未来基金事業

【事業目的】

子どもの貧困対策を社会全体ですすめるという機運を高めるとともに、善意の受け皿として平成30年3月に「子ども輝く未来基金」を設置しました。

府民の方々や企業・団体からの寄附を財源とし、直接子どもたちに提供できるものを基本に活用します。

【事業概要】

(1) 子どもの教育に関する事業

学習支援を実施している子ども食堂等に対し、学習教材や文房具、知育玩具を支給。

(2) 子どもの体験に関する事業

子ども食堂等を利用する子どもやひとり親家庭の子どもに対し、文化芸術活動をはじめとする様々な体験活動への参加に係る費用（施設入場料や交通費、保険料など）を支給。

(3) 子どもの生活支援に関する事業

児童養護施設等で暮らす子どもたちに対し、書籍や生活雑貨等を購入できるプリペイドカードを支給。

また、平成31年度からの新規事業として、ひとり親家庭の子どもに対し、自転車の購入費用を補助。

【事業費合計：22,847千円】

子どもの教育
に関する事業
(10,250千円)

支給対象：学習支援を実施している子ども食堂等

- ◇学習教材及び文房具を支給
- ◇知育玩具を支給

子どもの体験
に関する事業
(6,997千円)

支給対象：子ども食堂等を利用する子ども、ひとり親家庭の子ども

- ◇スポーツ観戦や音楽鑑賞などの文化芸術体験への参加に係る費用を支給
- ◇キャンプなどの宿泊体験への参加に係る費用を支給
- ◇公共施設で行う体験活動やイベントへの参加に係る費用を支給

子どもの生活支援
に関する事業
(5,600千円)

支給対象：児童養護施設等で暮らす子ども

- ◇プリペイドカードを支給
- 支給対象：ひとり親家庭の子ども
- ◇自転車の購入費用を補助（新規）

主要事業 4

担当者 子ども室家庭支援課 相談支援グループ
担当者 成光、深田
内線通 4259
直通 06-6944-6675

《一部新規》【一部知事重点】

平成31年度予算額： 2億9,896万7千円

児童虐待対応の拡充・強化

～民間連携やICT化などによる子ども家庭センターの体制の強化～

児童虐待相談対応件数の急増や事案の深刻化等に対応するため、これまで子ども家庭センター職員の増員など体制強化に取り組んできましたが、今後の更なる取組により子ども家庭センターの体制強化及び子どもの権利擁護体制の充実を図ります。

【主な事業 概要】

◆子ども家庭センター職員のマンパワーを重篤な事案に集中・特化

新規

①開庁時における電話相談業務委託事業（7,062千円）

⇒24時間365日受理している「子どもの悩み相談フリーダイヤル」について、現在、直営で実施している開庁時の電話相談業務を民間団体に委託

②開庁時における電話対応体制強化事業（16,241千円）

⇒子ども家庭センターにおける電話の取り次ぎなどの受電対応を非常勤職員により対応

◆家庭養育支援員の配置（8,089千円）

新規

⇒一時保護児童や施設入所児童との面接などを行うための支援員を配置することにより、子ども家庭センターにおける「親子関係の安定」と「家庭での望ましい養育」に向けた支援を強化

◆児童虐待事案の全件共有事業（3,755千円）

新規

⇒「虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を目的として昨年8月の児童虐待事案から実施している警察との全件共有について、情報漏えい等のリスクをより低減するため、専用のネットワークを構築

(参考) 児童虐待相談対応件数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578	133,778
府子ども家庭センター	4,820	5,711	6,079	6,509	7,874	10,427	10,118	11,306

※上記の取組に加え、子ども家庭センター職員の必要数を精査し、計画的な配置を進める

児童虐待対応の強化について

国の決定事項（児相分のみ）

(平成 31 年 2 月 8 日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

1. 緊急安全確認

- ①児童相談所において、在宅で指導しているすべての虐待ケースについて
1か月以内に緊急的に安全確認を実施 ► **直ちに実施**
- ②保護者が虐待を認めない等のリスクが高いと認識される場合、
一時保護や立入調査等の的確な対応を実施 ► **実施済**

2. 新ルールの設定 ► 実施済

- ①子どもの安全を第一に「通告元は一切明かさない※」「資料は一切見せない」
※：一部自明の通告元（学校・警察等）については告知する運用
- ②威圧的な要求等を行う保護者に対しては、**複数の機関で共同対処**

3. 抜本的な体制強化 ► 計画的に実施

新プラン（2019 年度～2022 年度）に基づき、児童福祉司を 2,020 人程度増加等や
子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進める
⇒特に初年度（2019 年度）について、児童福祉司を 1,070 人程度増加（前倒し）

府独自の取組

1. 虐待が疑われる児童に対し、躊躇なく一時保護を実施

⇒子どもの安全を最優先に、危険な虐待が疑われる場合は「原則一時保護」をルール化

2. 一時保護解除の判断を厳格化

⇒子どもの安全を最優先に、一時保護の解除を厳格に判断するため、
子ども家庭センター新たに「一時保護解除検討会議」を設置

3. 府内市町村との更なる連携

⇒市町村と子ども家庭センターとの更なる連携が図られるような仕組みづくりに向け調整

4. その他

- ・児童福祉司の計画的配置等による体制強化
- ・民間活力の活用等による児童虐待対応力の強化

子どもの安全確保を最優先に、児童虐待防止対策を強力に推進

主要事業5

«新規»

担当：高齢介護室
介護支援課 認知症・医介連携グループ
担当者：筒浦・山下
内線：4497
直通：06-6944-7098

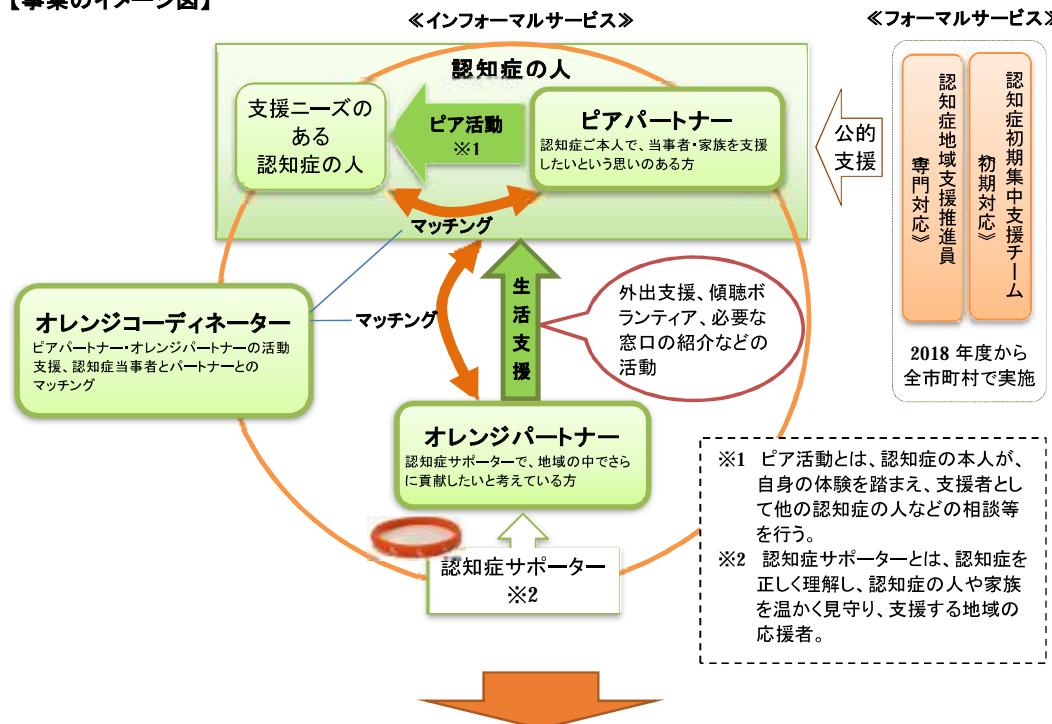
平成31年度当初予算額 5,000千円

オレンジリンク（仮称）等構築モデル事業 ～認知症の人を地域で支えるネットワーク強化～

【概要】

認知症の本人やその家族を、早期の段階から地域で支えるため、認知症の人の支援ニーズと、認知症の本人が支援者となる活動（ピア活動※1）や認知症サポーターによる生活支援をつなげる仕組みの構築に向け、市町村と協力しモデル事業を実施する。

【事業のイメージ図】



認知症の本人やその家族を早期の段階から地域で支える体制の構築

各市町村において、認知症の人の精神的な不安の軽減を図るとともに、オレンジコーディネーターの養成を通じて、支援ニーズと支援者とのマッチングが可能となる体制を構築。

主要事業 6

《新 規》

担当者：地域福祉推進室地域福祉課
企画推進グループ
担当者：藤田、大久保
内 線：**2423**
直 通：**06-6944-7109**

平成 31 年度当初予算額 **36,000 千円**

地域福祉推進モデル事業費補助金

～市町村支援を通じた地域福祉の推進～

【事業目的・概要】

市町村の地域福祉の推進を支援するため、第 4 期大阪府地域福祉支援計画の策定にあわせ、地域福祉のセーフティネットの拡充や地域における権利擁護の推進について、市町村が実施するモデル的な取組に対し必要な経費を助成する。

- ▶ 交付対象：全市町村（43 市町村）
- ▶ 補助率：1 / 2
- ▶ 対象費用：賃金、旅費、印刷製本費、需用費、役務費、賃借料、謝礼等 ※委託も可。

対象事業	課題	実施内容	効果
災害時に備えた平常時の支援体制構築に資する取組 (補助上限額 3,000 千円)	大阪北部地震では、高齢者の安否確認等に関する課題が浮き彫り。	災害時に備えて、民生委員や自主防災組織、社会福祉法人等との連携体制構築や、活動マニュアル作成などを行う。	地域の社会資源をネットワーク化し、災害時に円滑に安否確認等ができる体制を整備。
成年後見制度の担い手確保や利用促進に関する取組 (補助上限額 4,000 千円)	認知症等により判断能力が十分でない方々の増加が見込まれ、更なる制度の担い手確保等が必要。	法人後見の担い手拡大や住民参加型サポーターの養成など新たな担い手確保の取組や、セミナー等を実施し、制度の理解促進を図る。	法人後見の担い手及びサポーターの確保など。

第 4 期大阪府地域福祉支援計画（2019～2023 年度）

誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現に向けて、各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載するとともに、福祉制度の狭間を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等を行う計画。

« 地域福祉の主な推進方策 »

1. 地域福祉のセーフティネットの拡充
 - ①市町村と連携したセーフティネットの拡充、②災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 等
2. 地域における権利擁護の推進
 - ①虐待や DV 防止に向けた地域における取組の推進、②成年後見制度等の利用促進 等
3. 地域福祉を担う多様な人づくり
 - ①地域づくりにつながる人づくり 等

《新規》【知事重点】

担当 福祉総務課企画グループ

担当者 山田、田中

内線 6686

直通 06-6944-6686

平成 31 年度当初予算額 3,000 千円

災害派遣福祉チーム（DWAT）構築事業

【事業目的】

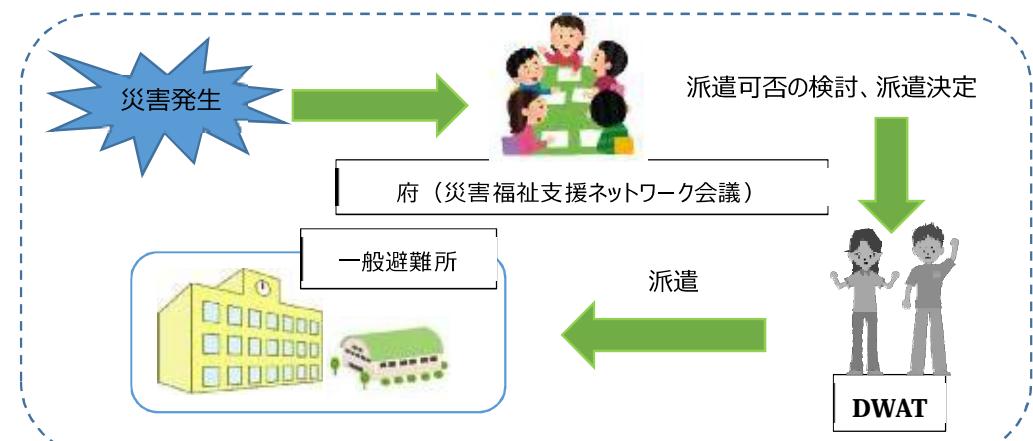
長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う福祉専門職のチーム（災害派遣福祉チーム [DWAT※] ）を派遣できる体制を構築します。

※Disaster Welfare Assistance Team の略

【事業概要】

民間の社会福祉施設等で働く社会福祉士や介護福祉士、社会福祉施設職員等に DWAT 養成研修・訓練等を実施し、2019 年度 120 名、2023 年度までの 5 か年で計 240 名規模のチーム員を養成します。

【DWAT 派遣イメージ】



チーム	派遣先	派遣期間	活動（支援）例
・1 チーム 5 名程度 ・社会福祉士、介護福祉士、社会福祉施設職員などで構成	・被災市町村設置の一般避難所を想定	・1 チーム 5 日程度 ・発災から 1 か月程度継続して派遣	・避難者のアセスメント ・相談支援 ・食事・トイレなど日常生活上の支援 ・避難所の環境整備